

京都市上下水道局告示第 20 号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第 7 条第 1 項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第 10 条第 2 号の規定に基づき告示します。

令和 3 年 6 月 23 日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 廃止届出業者名等

- (1) 指定番号 7 6 2 号 業者コード 8 4 4 号
大阪府池田市畑三丁目 1 2 番 7 - 5 0 5 号
若宮設備工業
若宮 康司
- (2) 指定番号 3 2 2 号 業者コード 4 0 4 号
大阪府枚方市西田宮町 1 4 - 7
株式会社学研都市設備
代表取締役 川東 晃
- (3) 指定番号 3 8 7 号 業者コード 4 6 9 号
京都府亀岡市河原町 7 7
株式会社ウエダ
代表取締役 上田 一夫

2 廃止年月日

- (1) 若宮設備工業
令和 3 年 5 月 2 8 日
- (2) 株式会社学研都市設備
令和 3 年 5 月 3 1 日
- (3) 株式会社ウエダ
令和 3 年 6 月 7 日

(上下水道局水道部水道管路課)